

3. 基本理念・基本方針及び目標

3-1 基本理念・みどりの将来像

(1) 基本理念

本市は、昭和41年に14市町村が合併してできた1,231㎢と言う広大な市域を持つ都市です。東には約60kmに及ぶ海岸線、西には阿武隈山系の山々が連なり、それらを結ぶように仁井田川、夏井川、藤原川、鮫川等の322河川が網の目のように市域の至るところに流れています。このような「海」「山」「川」の3要素を兼ね備えた豊かな自然環境のなかで、「産業」「商業」「観光」「文化」における発展を着実に遂げてきました。

一方で、丘陵の地形により、限られた平地が開発され市街地となっていることから、市街地内のみどりが少ない状況です。また、東日本大震災時にみどりが果たした機能や、近年の防災意識の高まりから、みどりのあり方について考える時期にきていると言えます。

みどりを積極的に「守り」、「つながり」のある水とみどりのある都市を「創る」ことを通して、ひとや都市を「育て」、まちの活動に「活用」することで、自然と共生していくことが求められます。

現行計画策定時は、「開発によるみどりの喪失」を大きな課題としていたため、みどりの積極的な保全・創出を行うことで、開発とみどりのバランスがとれた市を目指すこととし、理念として「豊かな水と緑と調和する都市・いわき」を掲げました。

一方、本計画では、「地域ごとの状況に合わせたみどりの配置」「適切な維持管理」等、みどりの量の増加よりも質の向上が大きな課題と考えられます。また、みどりに求められるニーズも変化していることから、多様な主体と連携し、共にみどりを創っていくことが重要です。

以上より、本計画では「煌めくみどりを共創する都市・いわき」を基本理念のテーマに掲げます。

<テーマ>

きら
煌めくみどりを共創する都市・いわき

(2) みどりの将来像

みどりの都市づくりに関する基本理念の具体化に向けて、みどりの分類別及びゾーン別にみどりづくりの方向性を整理した上で、みどりの将来像を定めます。

1) 分類別方向性

市内には多様なみどりがあることから、みどりの分類別に方向性を策定します。各分類において、基本的な方向性は保全としますが、広域的な集客機能を見込める公園は、拠点的な公園として積極的な整備・活用を進めます。

表 3-1-1 みどりの分類別のみどりづくりの方向性

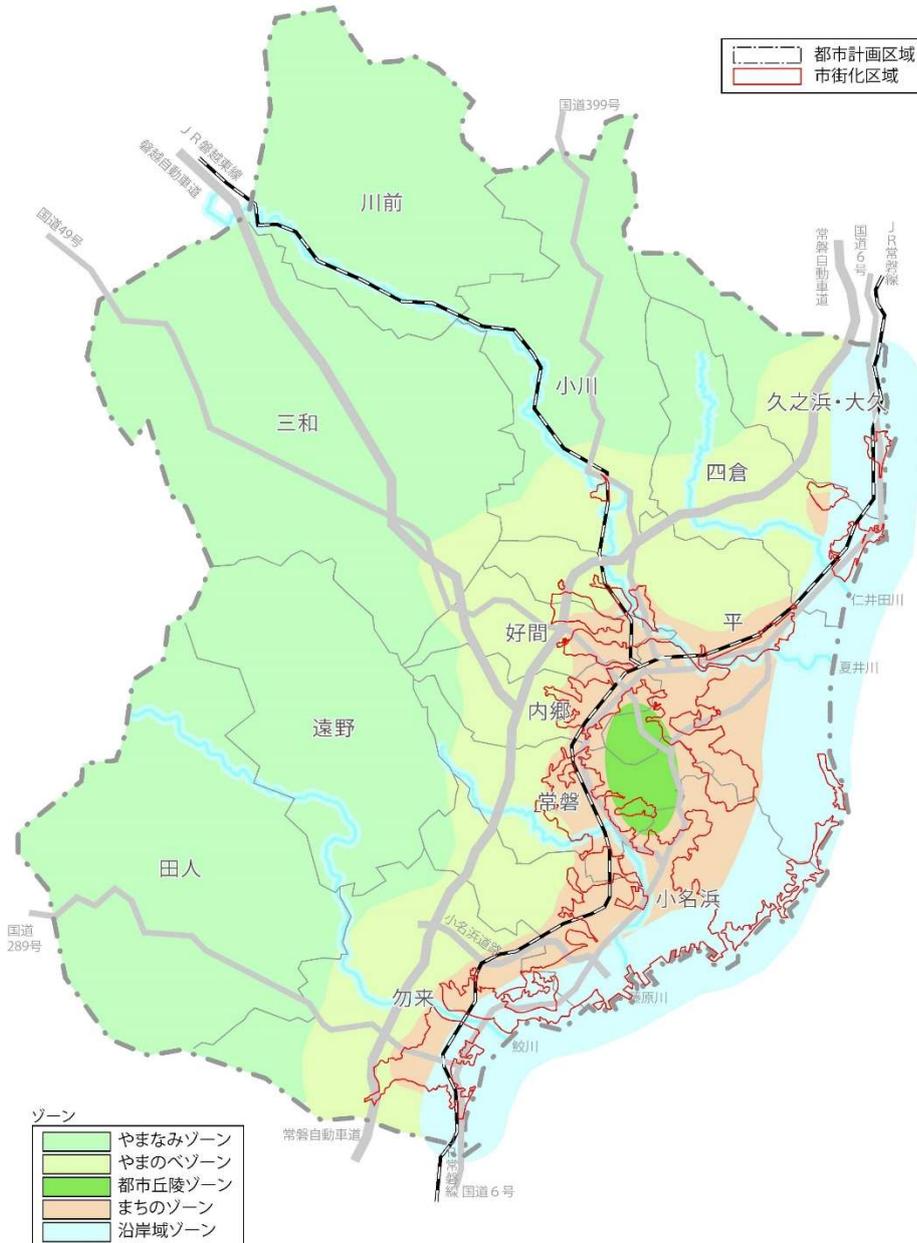
分類	みどりづくりの方向性	主な対象公園・緑地
拠点的な公園	●広域的な集客機能を持つみどりであることから、市民等との協働により、魅力的な公園となるよう整備・活用を行います。	・平中央公園 ・いわき公園 ・21世紀の森公園 ・三崎公園 ・勿来の関公園 ・(仮称)磐城平城・城跡公園
自然公園 風景地	●優れた自然的景観を持つみどりであることから、整備は最小限にとどめ、周囲の自然との調和が図られる保全を行います。	・水石山公園 ・夏井川渓谷県立自然公園 ・勿来県立自然公園 ・阿武隈高原中部県立自然公園 ・磐城海岸県立自然公園
防災公園・ 緑地	●防災機能を重要な機能として確保しつつ、市の海岸線の特徴づけるみどりとして保全を行います。	・豊間公園 ・新舞子浜公園 ・防災緑地
河川	●市のみどりを結ぶ役割を担うことから、安全の確保に留意しつつ、生態系や自然の保全に努めます。	・仁井田川 ・夏井川 ・藤原川 ・鮫川

2) ゾーン別方向性

①都市計画マスタープランによるゾーン区分

まちづくりの計画である「第二次いわき市都市計画マスタープラン（令和元年）」は、緑の基本計画の上位計画であり、地形的特質に沿って、「やまなみゾーン」、「やまのべゾーン」、「都市丘陵ゾーン」、「まちのゾーン」、「沿岸域ゾーン」の5つのゾーンを設定しています。

本計画においても、ゾーンごとのみどりのあり方を検討していくことで、まちづくりの計画と一体となったみどりづくりを目指します。



〔出典：第二次いわき市都市計画マスタープラン（令和元年）〕

図 3-1-1 都市計画マスタープランによるゾーン区分

②ゾーンごとに配置されているみどり

各ゾーンには様々なみどりが配置されています。各ゾーンを特徴づけるみどりは次の通りとし、重点的に保全・維持管理・活用を進めます。

表 3-1-2 各ゾーンを特徴づけるみどり

	やまなみゾーン	やまのべゾーン	都市丘陵ゾーン	まちなみゾーン	沿岸域ゾーン
	都市計画区域外に広がる山間地域のゾーン	常磐自動車道周辺のまちと自然が調和する地域のゾーン(概ね都市計画区域界の周辺地域)	平、内郷、常磐、小名浜、いわきニュータウンに囲まれた丘陵部のゾーン	四倉から勿来にかけての市街地を中心とした地域のゾーン(やまのべゾーンと沿岸域ゾーンの間地域)	久之浜から勿来に至る海岸沿いのゾーン
山林	○	○			
農地	○	○		○	
県立自然公園 自然環境保全地域	○	○			○
河川				○	
丘陵樹林地			○	○	
街路樹 幹線道路				○	
景勝地 天然記念物	○	○			○
大規模な公園緑地			○	○	
風致公園		○			○
身近な公園緑地				○	
公共施設緑地				○	
住宅地のみどり				○	
商業地のみどり				○	
工業団地・工業地 のみどり				○	
海岸線 漁港					○
防災緑地					○
文化財 寺社				○	
保存樹林 保存樹木	○	○	○	○	○

3) 将来像図

みどりの将来像図は次の通りとします。社会実験等、みどりに関わる事業を積極的に行う場所を「みどりの拠点」として選定します。

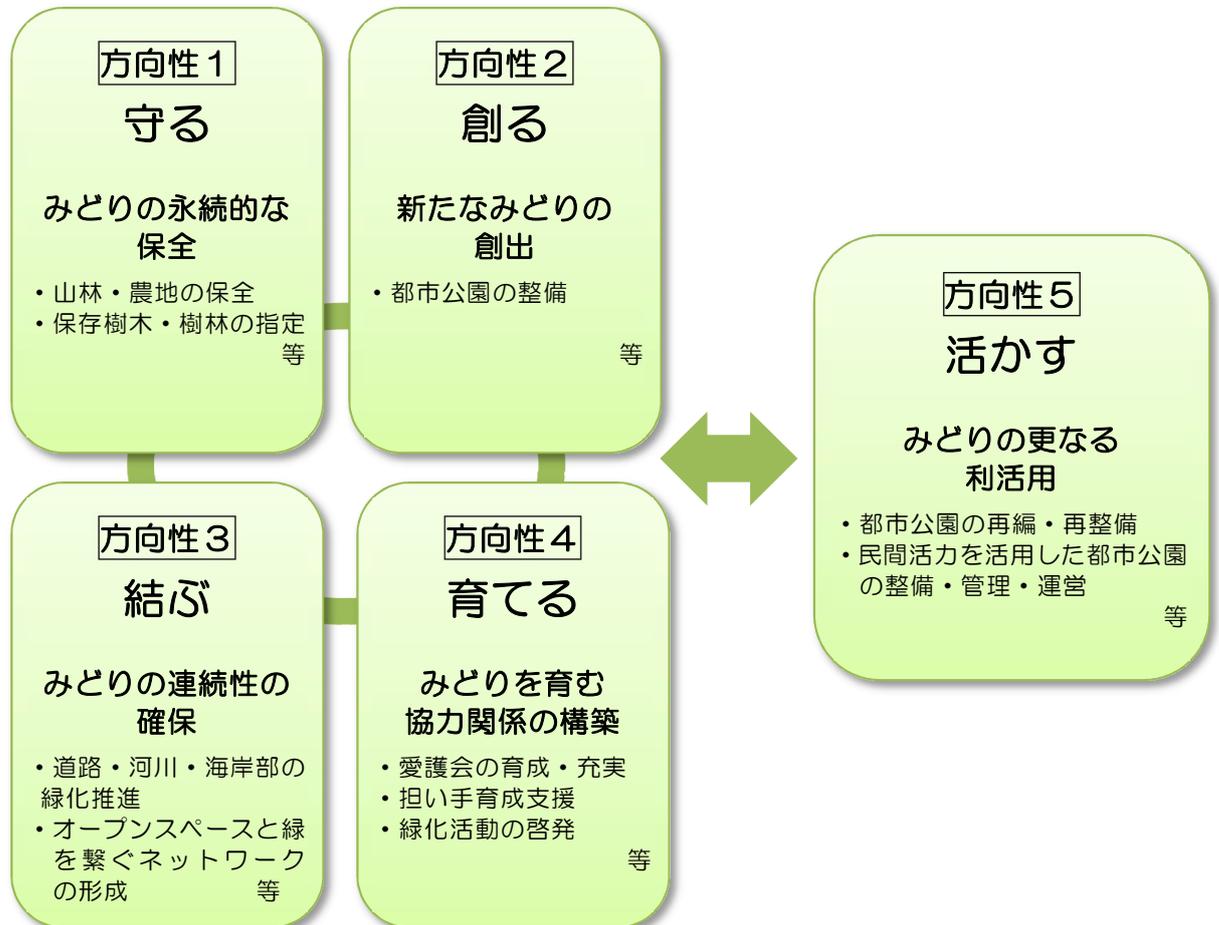


図 3-1-2 みどりの将来像図

3-2 施策の方向性

基本理念やみどりの将来像を実現するため、施策の方向性を以下のように掲げます。

みどりを積極的に「守り」、「結び、つながり」のある水とみどりのある都市を「創る」ことを通して、ひとや都市を「育て」、まちの活動に「活かす」ことで、自然と共生していきます。



(1) いわきのみどりを守る

本市をこれまで支えてきた貴重な自然を次世代へも受け継いでいくため、保全を基調とした永続的な確保を行っていきます。今後行われる開発については、周囲の自然環境や生態系、さらには景観等についても留意しながら、適切な開発誘導を図っていきます。また、水田や溜池、屋敷林等いわきの原風景を構成している景観は、いわきらしさを特徴づける要素として重要であることから、保全に努めます。

(2) いわきのみどりを創る

景観の向上、安全・安心の確保、さらには生物多様性に配慮するために都市公園等をはじめとしたグリーンインフラの創出を図っていくとともに、住宅地や商業地、工業地、さらに公共公益施設といったまちなかの施設の緑化を推進することで、豊かなみどりを（四季を）感じられるようなうるおいのある都市を目指します。

(3) いわきのみどりを結ぶ

みどりのネットワークとしては、主要な道路、市の南北を約 60km にわたる海岸、山と海を結ぶ河川を連結し、市域全体で豊かな自然が感じられる空間を形成します。また、都市公園等のオープンスペース間を結ぶことにより、ウォークアブルなみどりのネットワークの構築を図っていきます。

(4) いわきのみどりを育てる

市民、事業者、行政がそれぞれのみどりに対する理解を深め、個々の特性を生かした役割分担のもと、みどりの保全や創出・活用のためのパートナーシップを構築し、未来に誇れるいわきのみどりを育てていきます。

特に、みどりが徐々に減少しているなか、市域の多くが民有地であることを考えると、これからのみどりづくりは、市民一人ひとりが関心を持ち行動や参加することが重要であり、この蓄積によってみどりは守られ、そして創られていくものと考えられます。

そのため、個人の庭や沿道での花やみどりづくりはもとより、普段から見慣れている公園や道路、河川等のみどりの育成、あるいはもっと大きな地球規模の視野に立ち、山間部の森づくりへの参加等に率先して取り組んでいくことが期待されます。

さらに、新たなみどりのオープンスペースの整備や既存のみどりの再編等の際には、いわきらしさや地域の特性が感じられ、より利用しやすく愛着のもてるみどりにしていくために、その計画段階から主体者として参加することも期待されます。

(5) いわきのみどりを活かす

市民や地域のニーズに合わなくなった公園等においては、機能や配置の再編、リニューアル整備を推進し、公園の特質を活かしながら魅力を高め、都市の資源として有効に活用します。

また、民間活力を活用した既設公園の再整備や維持管理・運営を推進し、民間のノウハウを活用した、より地域のニーズにあった公園づくりを進めます。

公園のみならず、水辺、農地、空き地等様々なオープンスペースの活用を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

3-3 計画フレーム

(1) 計画対象区域

本計画の対象とする範囲は、いわき市全域とします。ただし、都市公園等の計画に
関しては、市民の利用を踏まえ、都市計画区域内とします。

(2) 計画年次

計画年次は、「第二次いわき市都市計画マスタープラン」との整合を考慮し、中間
年次を令和 12 年、目標年次を令和 22 年とします。

(3) 人口の見通し

人口は、「第二次いわき市都市計画マスタープラン」等に基づき、どの区域でも
平成 27 年度から約 30%減少すると想定します。

表 3-3-1 市内の人口の見通し

年 次	平成 27 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
行政区域	350,237 人	275,614 人	235,203 人
都市計画区域	328,572 人	-	※220,654 人
市街化区域	285,622 人	-	190,633 人

※都市計画区域の将来人口は出典からではなく、行政区域人口と同程度の割合で減少すると
想定して推計

〔出典：国勢調査（平成 27 年）、いわき創生総合戦略（令和 2 年）
いわき市立地適正化計画（令和元年）〕

表 3-3-2 立地適正化計画による誘導区域の人口基準推計

年 次	平成 27 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
まちなか居住区域	174,296 人	-	118,858 人
都市機能誘導区域	27,185 人	-	18,091 人

〔出典：いわき市立地適正化計画（令和元年）〕

(4) 計画対象区域の規模

区域ごとの面積は、目標年次まで変化なしと想定します。

表 3-3-3 各区域の規模

対象範囲	区域	面積
↑ 広範囲	行政区域	123,202ha
	都市計画区域	37,617ha
	市街化区域	10,101ha
中心部 ↓	まちなか居住区域	4,079.6ha
	都市機能誘導区域	580.3ha

3-4 計画目標

(1) 目標設定の考え方

本計画では、各課題に対応させた数値目標を設定します。具体的には、現行計画に踏襲したみどりの「量」的目標のほか、「質」的目標を追加します。

みどりの「量」的目標は、令和2年現在の量から、市全域として現状以上とします。ただし、みどりが不足する区域（例：中心市街地）は、みどりの量を増やします。

みどりの「質」的目標は、現状よりも向上を目指します。



図 3-4-1 課題と目標の対応

(2) 量的な目標

1) 「課題：みどりの保全と適切な維持管理」に対する目標

① 持続性のあるみどりの確保目標水準

法令により、持続性が保証されているみどりや、行政が主体となって保存する樹木・樹林の目標値は原則、現状以上を確保します。目標達成にあたっては、農業系や林業系等、他の計画と連携を図ります。

表 3-4-1 関係法による地域制緑地の目標水準

対象	指標	前回計画	現況	目標年次	備考
県立自然公園 地域	面積	6,560.00ha	6,559.50ha	現状以上	
自然環境保全 地域	面積	— ha	151.76ha	現状以上	
農用地区域	面積	8,002.00ha	7,695.00ha	現状以上	農業系の 計画と連携
保安林区域	面積	5,287.00ha	5,645.00ha	現状以上	林業系の 計画と連携
河川区域	延長	559.40km	555.71km	現状以上	
砂防指定地	面積	861.70ha	973.68ha	現状以上	
急傾斜地崩壊 危険区域	面積	127.10ha	158.37ha	現状以上	
鳥獣保護区 (特別保護地区)	面積	98.00ha	97.00ha	現状以上	

表 3-4-2 保存樹林・樹木の目標水準

対象	指標	前回計画	現況	目標年次
保存樹木	本数	86本	66本	現状以上
保存樹林	面積	40,100m ²	58,100m ²	現状以上

②都市公園等の整備の目標水準

行政が主体となって指定・整備するみどりの量的な目標は、現状以上を確保します。

表 3-4-3 都市公園等の整備目標水準

対象	指標	前回計画	現況	目標年次	備考
都市公園	面積	364.93ha	528.24ha	現状以上	※再編により、 数量が減少に なる場合には、 別途考慮する こととする。
	箇所数	217 箇所	275 箇所	現状以上	
一人あたり 都市公園面積	面積/人	10.99m ² /人	16.69m ² /人	現状以上	
公共施設緑地	箇所数	15 箇所	14 箇所	現状以上	

2) 「課題：みどりが不足する箇所へのみどりの配置」に対する目標

みどりが不足している地区（概ね市街化区域内）において、環境を向上させるためにみどりを確保することが望まれます。本地区におけるみどりの量的指標として、本市で実施している緑化推進事業を活用します。

表 3-4-4 みどりの不足する地区における目標水準

対象	指標	目標年次	備考
生垣設置奨励 補助金申請者数	件数	増加	
記念樹の交付数	件数	増加	

(3) 質的な目標

1) 「課題：みどりの魅力・機能の向上」に対する目標

みどりの魅力・機能の向上に対する数値目標として、再編・再整備した都市公園の数量、民間活力を導入した都市公園の数量、都市公園等の利用頻度を設定します。

表 3-4-5 ニーズに関する目標水準

項目	対象	指標	現況	目標年次	備考
再編・再整備	都市公園	件数	0 件	増加	
民間活力導入	都市公園	PFI 件数	0 件	増加	
	都市公園 等	月に数回以上利用する住民の割合	48%	増加	市民意向調査を活用

2) 「課題：多様な主体によるみどりの管理・活用の推進」に対する目標

多様な主体によるみどりの維持管理・活用の数値目標として、都市公園法による協議会の設置数や維持管理活動への参加頻度、長寿命化計画を策定する公園及び施設数、都市公園等の管理状況に対する満足度を設定します。

表 3-4-6 維持管理に関する目標水準

項目	対象	指標	現況	目標年次	備考
民間 活力	都市公園	協議会の設置数	0 団体	増加	
	都市公園	維持管理活動に時々または積極的に、活動に参加する市民の割合	38%	増加	市民意向調査を活用
長寿命化	都市公園	長寿命化計画に位置づける公園・施設数	166 公園	増加	
			592 基	増加	
管理状況に対する満足度	都市公園等	「高い」「やや高い」と回答した割合	12.2%	増加	市民意向調査を活用